

第 132AF 章 - 食品有害物質規則

2018年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

香港事務所

【本報告書の利用についての注意・免責事項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）香港事務所が2018年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合がございます。

ジェトロは、本冊子の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本冊子は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本冊子の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発効する可能性があります。

本冊子には、ジェトロの公式見解ではなく外部委託先の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。

第	132AF 章	食品有害物質規則	官報番号	日付
---	---------	----------	------	----

		権限付与	2012 年 E. R. 2 号	2012 年 8 月 2 日
--	--	------	------------------	----------------

(第 132 章, 第 55 (1) 部)

[1983 年 5 月 27 日]

(初版 1983 年第 174 号法律公告)

(*書式変更—2012 年 第 2 号編集記録)

注記：

* 条例全体の書式が現行の立法様式に改定された。

第	1 条	引用及び施行	2012 年 E. R. 2 号	2012 年 8 月 2 日
---	-----	--------	------------------	----------------

(1) 本規則は、食品有害物質規制として引用される。

(2) 付表 1 物質番号 2 により、第 3 条は 1985 年 1 月 1 日から有効である。

(2012 年第 2 号編集記録)

第	2 条	解釈	2012 年 E. R. 2 号	2012 年 8 月 2 日
---	-----	----	------------------	----------------

別段の定めがない限り、次の用語を次の通りに定める。

「トランシップ貨物（航空積み替え貨物）」(air transhipment cargo) とは、《輸出入条例》（第 60 章）第 2 条が定めるものである。（2000 年第 29 号第 5 条）

「航空トランジット貨物（航空通過貨物）」(air transit cargo) とは、外国から到着した貨物であって、航空機に搭載されたまま、陸揚げされることなく通過する貨物である。（2000 年第 29 号第 5 条）

「トランジット貨物」(article in transit) とは、《輸出入条例》（第 60 章）第 2 条が定めるものである。（2000 年第 29 号第 5 条）

香港国際空港貨物輸送区 (cargo transhipment area of Hong Kong International Airport) 《輸出入条例》（第 60 章）とは、第 2 条が定めるものである。（2000 年第 29 号第 5 条）

練乳 (condensed milk) とは、砂糖の含有を問わず、一部の水分を蒸発させ、凝縮された牛乳である。以下が含まれる。

- (a) 脱脂乳、又は一部脱脂乳で作られたもの、及び
- (b) 無糖練乳 (2011 年第 173 号法律公告)

粉乳 (dried milk)とは、無糖及び加糖、加工及び未加工、並びに複合化を問わず、脱水処理によって固体または粉の状態に濃縮されたミルクを意味し、脱脂乳または低脂肪乳から作られた乳が含まれる。(2011年第173号法律公告)

脂肪酸 (fatty acid)とは、油脂の加水分解によって得られるカルボン酸を意味し、油脂に遊離状態で存在する酸が含まれる。

魚 (fish) は、貝以外の生魚を含まない。(1986年第173号法律公告)

食用動物 (food animal) は、人間に食料を提供するための動物と鳥を意味する。(2001年第148号法律公告)

肉 (meat) は肉またはその他の食用部分(血液を含む)を意味し、(2001年第148号法律公告)

(a) 動物、又は

(b) 鳥

人間の飲食のために用意されたものである。(1986年第173号法律公告)

乳 (milk) とは牛乳、バッファロー・ミルク(水牛乳)と山羊乳を意味し、クリーム、脱脂乳と乳飲料が含まれる。ただし、粉乳、練乳と還元乳は含まれない。(2008年第215号法律公告、及び2008年第253号法律公告)

乳飲料 (milk beverage) とは、液状の乳脂と、乳から得られるその他の固体を合成して作られた飲料を意味する。食品添加物やその他のものが添加されているものを除く。(2008年第215号法律公告及び2008年第253号法律公告)

油脂 (oil or fat) とは、動物、鳥、魚又は植物由来の油又は脂肪で、エッセンシャルオイルを含まない。

ピーナッツ (peanut) とは、ラッカセイ又は *Arachis hypogaea* Lの種を意味する。;

ピーナッツ製品 (peanut products) とは、ピーナッツ油、及びその他ピーナッツを含むあらゆる製品を指す。

還元乳 (reconstituted milk) とは、乳成分(乳脂肪、その他乳から抽出された固形物)を水に混ぜ、乳に還元した食品であり、冷凍濃縮乳を解凍したものを含む。(2011年第173号法律公告)

販売 (sell)とは、商品を販売目的で展示、所持することを意味する。(2011年第173号法律公告)

脱脂乳 (skimmed milk) とは、離脂乳及び機械脱脂乳を含む。(2011年第173号法律公告)

(1985年第67号法律公告;1987年第331号法律公告;2001年第148号法律公告;2012年第2号編集記録)

第	3条	規定濃度以上の特定の物質を含む食品の輸入と販売の禁止	2012年E.R.2号	2012年8月2日
---	----	----------------------------	-------------	-----------

いかなる者も、付表1カラムBの物質、又はカラムCに記述された物質を最大限度濃度（カラムE）以上含む指定の食品（カラムD）を輸入、委託、輸送、製造又は販売をしてはならない。

(2001年第148号法律公告；2011年第173号法律公告；2012年第2号編集記録)

第	3A 条	禁止されている物質を含む魚、肉又は乳の輸入及び販売の禁止*	2012 年 E. R. 2 号	2012 年 8 月 2 日
---	------	-------------------------------	------------------	----------------

いかなる者も、付表2に指定されている物質を含むすべての魚、肉、乳、粉乳、練乳、又は還元乳を輸入、販売及び委託、人間が消費する為の販売目的の輸送をしてはならない。

(2001年第148号法律公告；2001年第230号法律公告；2011年第173号法律公告；2012年第2号編集記録)

Note:

* (2011年第173号法律公告の修正)

第	3B 条	航空トランシップ貨物又は航空トランジット貨物への適用	2012 年 E. R. 2 号	2012 年 8 月 2 日
---	------	----------------------------	------------------	----------------

(1) 第3条は、航空トランシップ貨物及び航空トランジット貨物として輸入された物へは適用されない。しかし、香港へ持ち込まれ、通過する間に、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された場合、その食品は第3条によって、以下の解釈をされる。

- (a) その食品は、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された時点で、香港に輸入されたとみなされる。
 - (b) 香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された際、その食品を航空トランシップ貨物及び航空トランジット貨物として香港に持ち込んだ者、又は持ち込ませた者を、その食品を輸入する者とみなす。
- 以上の場合を除き、第3条は本条文が制定されていないかのように有効である。

(2) 第5条に違反した者の法的手続きが、

- (a) 航空トランシップ貨物及び航空トランジット貨物として輸入された第3条の食品の輸入に関わるものであり、
- (b) 検察はその食品が香港に持ち込まれ、通過する間に、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出されたことを証明しなければならない場合、

被告人は抗弁として、その食品が香港国際貨物輸送区外に持ち出されないように行った、適切な処置と努力を示すことができる。

(3) 段落 (2) の法的手続きにおいて被告人の抗弁に、第3条への違反が、

- (a) 他者の行動または過失による、又は

(b) 他者から提供された情報による

という主張が含まれる場合、被告人は裁判所の許可がない限り、又は審問の10日以上前に、以下の事柄について検察に文書を送付しない限り、抗弁をすることができない。

- (i) 行動又は過失を犯した他者、又は情報を提供した者、及び
- (ii) 行動、過失、又は提供された情報。

送付の際に被告人は以上のことを承知している。

(4) 他者から提供された情報に基づき違反行為をした場合、あらゆる状況で情報が合理的で、信頼できるものであったと次のように示さなければ、段落(2)による抗弁はできない。

- (a) 情報の確認のために行った行動、及び行うべきであった合理的な行動について、及び
- (b) 情報を疑う理由の有無。

(2000年第29号第5条)

第	4 条	付表 1 の改正	2012 年 E. R. 2 号	2012 年 8 月 2 日
---	-----	----------	------------------	----------------

食物環境衛生署署長は、付表1カラムEの濃度について、官報で通知し、改正する場合がある。

(1985年第67号法律公告；1986年第173号法律公告；1990年第85号法律公告；1999年第78号第7条；2001年第148号法律公告；2012年第2号編集記録)

第	5 条	違反及び罰則	2012 年 E. R. 2 号	2012 年 8 月 2 日
---	-----	--------	------------------	----------------

第3条又は第3A条に違反したものを、レベル5の罰金及び6か月の禁錮に処す。

(1986年第173号法律公告；1987年第331号法律公告；1996年第177号法律公告)

第	6 条	法的手続きにおける原告の名義	2012 年 E. R. 2 号	2012 年 8 月 2 日
---	-----	----------------	------------------	----------------

起訴に関わる全ての規則と、起訴における律政司司長の権限を侵害しないかぎり、被告は食物環境衛生署署長の名義で起訴される。

(1997 年第 362 号法律公告；1999 年第 78 号第 7 条)

表	1	食品に存在する指定物質の最大限度濃度	2012 年 E. R. 2 号	2012 年 8 月 2 日
---	---	--------------------	------------------	----------------

A 番号	B 物質名	C 物質の説明	D 食品の説明	E 食品中の最大限度濃度
---------	----------	------------	------------	-----------------

1.	アフラトキシン	ビスフラノクマリ ン化合物のグルー プ。 B1, B2, G1, G2, M1, M2, P1 とアフラトキ シコールを含む。	ピーナッツ又はそ の製品以外すべて の食品	食品 1 キログラムあたり 15 マイ クログラム
			ピーナッツ又はそ の製品	食品の 1 キログラムあたり 20 マイクログラム
2.	アモキシシリン		すべての食用動物 の筋肉、肝臓及び腎 臓	食品 1 キログラムあたり 50 マイ クログラム
			乳	食品 1 キログラムあたり 4 マイ クログラム。
3.	アンピシリン		すべての食糧動物 の筋肉、肝臓、及び 腎臓	食品 1 キログラムあたり 50 マ イクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 4 マイ クログラム。
4.	バシトラシン		牛、豚及び家禽の筋 肉、肝臓、及び腎臓	食品 1 キログラムあたり 500 マ イクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 500 マ イクログラム。
5.	ベンジルペニシリ ン		すべての食糧動物 の筋肉、肝臓、及び 腎臓	食品 1 キログラムあたり 50 マイ クログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 4 マイ クログラム。
6.	カルバドックス	キノキサリン-2-カ ルボン酸	豚の筋肉	食品 1 キログラムあたり 5 マイ クログラム。

			豚の肝臓	食品 1 キログラムあたり 30 マイクログラム。
7.	セフチオフル	デスフロイルセフチオフル	牛及び豚の筋肉	食品 1 キログラムあたり 1000 マイクログラム。
			牛及び豚の肝臓	食品の 1 キログラムあたり 2000 マイクログラム。
			牛及び豚の腎臓	食品の 1 キログラムあたり 6000 マイクログラム。
			乳	食品の 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
8.	クロルテトラサイクリン	親薬物とその 4-エピマーの合計	すべての食用動物の筋肉	食品 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
			すべての食用動物の肝臓	食品 1 キログラムあたり 300 マイクログラム。
			すべての食用動物の腎臓	食品 1 キログラムあたり 600 マイクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
9.	クロキサシリン		すべての食用動物の筋肉、肝臓及び腎臓	食品 1 キログラムあたり 300 マイクログラム
			乳	食品 1 キログラムあたり 30 マイクログラム
10.	コリスチン		牛、豚及び家禽の筋肉と肝臓	食品 1 キログラムあたり 150 マイクログラム。

			牛、豚及び家禽の腎臓	食品 1 キログラムあたり 200 マイクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 50 マイクログラム
11.	ダノフロキサシン		牛及び家禽の筋肉	食品 1 キログラムあたり 200 マイクログラム。
			牛及び家禽の腎臓	食品 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
			豚の筋肉	食品 1 キログラムあたり 400 マイクログラム。
			牛及び家禽の肝臓	食品 1 キログラムあたり 50 マイクログラム。
			豚の肝臓	食品 1 キログラムあたり 400 マイクログラム。
			豚の腎臓	食品 1 キログラムあたり 200 マイクログラム。
12.	ジクロキサシリン		すべての食用動物の筋肉、肝臓、及び腎臓	食品 1 キログラムあたり 300 マイクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 30 マイクログラム。
13.	ジヒドロストレプトマイシン	ジヒドロストレプトマイシン、及びストレプトマイシンの合計	牛、豚及び家禽の筋肉及び肝臓	食品 1 キログラムあたり 500 マイクログラム。
			牛、豚及び家禽の腎臓	食品 1 キログラムあたり 1000 マイクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 200 マイクログラム。

14.	ジメトリダゾール		豚及び家禽の筋肉、 肝臓、及び腎臓	食品 1 キログラムあたり 5 マイ クログラム。
15.	ドキシサイクリン		牛、豚及び家禽の筋 肉	食品 1 キログラムあたり 100 マ イクログラム。
			牛、豚及び家禽の肝 臓	食品 1 キログラムあたり 300 マ イクログラム。
			牛、豚及び家禽の腎 臓	食品 1 キログラムあたり 600 マ イクログラム。
16.	エンロフロキサシ ン	エンロフロキサシ ンとシプロフロキ サシンの合計	牛、豚及び家禽の筋 肉	食品の 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
			牛の肝臓	食品 1 キログラムあたり 300 マ イクログラム。
			豚及び家禽の肝臓	食品 1 キログラムあたり 200 マ イクログラム。
			牛の腎臓	食品 1 キログラムあたり 200 マ イクログラム。
			豚及び家禽の腎臓	食品 1 キログラムあたり 300 マ イクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 100 マ イクログラム。
17.	エルカ酸	脂肪酸 cis-13-ドコ ス酸	油、脂肪又はその混 合物が加えられた 食品	全ての油脂の脂肪酸の重量の 5%
			油、脂肪又はその混 合物	含まれる脂肪酸の重量の 5%
18.	エリスロマイシン		牛、豚及び家禽の筋 肉、肝臓、及び腎臓	食品 1 キログラムあたり 400 マ イクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 40 マ イクログラム。
19.	フルメキン		牛、豚及び家禽の筋 肉及び肝臓	食品 1 キログラムあたり 500 マ イクログラム。
			牛及び家禽の腎臓	食品 1 キログラムあたり 3000 マ イクログラム。

20.	フラルタドン		豚及び家禽の筋肉	食品 1 キログラムあたり 0 マイ クログラム。
21.	フラゾリドン		牛、豚及び家禽の筋 肉、肝臓、及び腎臓	食品 1 キログラムあたり 0 マイ クログラム。
22.	ゲンタマイシン		牛、豚及び家禽の筋 肉	食品 1 キログラムあたり 100 マ イクログラム。
			牛及び豚の肝臓	食品 1 キログラムあたり 2000 マ イクログラム。
			牛及び豚の腎臓	食品 1 キログラムあたり 5000 マ イクログラム。
			家禽の肝臓、及び腎 臓	食品 1 キログラムあたり 100 マ イクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 200 マ イクログラム。
23.	イベルメクチン	22、23-ジヒドロア ベルメクチン B1a (H2B1a)	牛の肝臓	食品 1 キログラムあたり 100 マ イクログラム。
			豚の肝臓	食品 1 キログラムあたり 15 マ イクログラム。
24.	ジョサマイシン		家禽の筋肉及び肝 臓	食品 1 キログラムあたり 200 マ イクログラム。
			家禽の腎臓	食品 1 キログラムあたり 400 マ イクログラム。
25.	キタサマイシン		豚と家禽の筋肉、肝 臓、及び腎臓	食品の 1 キログラムあたり 200 マイクログラム。
26.	リンコマイシン		牛、豚及び家禽の筋 肉	食品 1 キログラムあたり 100 マ イクログラム。
			牛、豚及び家禽の肝 臓	食品 1 キログラムあたり 500 マ イクログラム。
			牛、豚及び家禽の腎 臓	食品 1 キログラムあたり 1500 マ イクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 150 マ イクログラム。

26A.	マラカイトグリーン	マラカイト グリーン及びロイコマラカイト グリーンの合計	すべての食品（活魚、生きた爬虫類、及び）生きた家禽を含む）	食品 1 キログラムあたり 0 マイクログラム。 (2005 年第 137 号法律公告)
26B	メラミン		乳	食品 1 キログラムあたり 1 ミリグラム。
			36 か月以下の乳幼児による消費を前提としたすべての食品	食品 1 キログラムあたり 1 ミリグラム。
			妊婦及び授乳中の女性による消費を前提としたすべての食品	食品 1 キログラムあたり 1 ミリグラム。
			その他の食品	食品 1 キログラムあたり 2.5 ミリグラム (2005 年第 215 号法律公告)
27.	メトロニダゾール		豚および家禽の筋肉、肝臓、腎臓	食品の 1 キログラムあたり 0 マイクログラム。
28.	ネオマイシン		牛、豚および家禽の筋肉、肝臓	食品 1 キログラムあたり 500 マイクログラム。
			牛、豚および家禽の腎臓	食品 1 キログラムあたり 10000 マイクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 500 マイクログラム。
29.	オキシリン酸		牛、豚および家禽の筋肉	食品 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
			牛、豚および家禽の肝臓、腎臓	食品 1 キログラムあたり 150 マイクログラム。
30.	オキシテトラサイクリン	親薬物とその 4-エピマーの合計	すべての食用動物の筋肉	食品 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。

			すべての食用動物の肝臓	食品 1 キログラムあたり 300 マイクログラム。
			すべての食用動物の腎臓	食品 1 キログラムあたり 600 マイクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
31.	サラフロキサシン		家禽の筋肉	食品の 1 キログラムあたり 10 マイクログラム。
			家禽の肝臓、及び腎臓	食品の 1 キログラムあたり 80 マイクログラム。
32.	スペクチノマイシン		牛、豚及び家禽の筋肉	食品 1 キログラムあたり 500 マイクログラム。
			牛、豚及び家禽の肝臓	食品 1 キログラムあたり 2000 マイクログラム。
			牛、豚及び家禽の腎臓	食品 1 キログラムあたり 5000 マイクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 200 マイクログラム。
33	ストレプトマイシン	ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシンの合計	牛、豚及び家禽の筋肉、及び肝臓	食品 1 キログラムあたり 500 マイクログラム。
			牛、豚および家禽の腎臓	食品 1 キログラムあたり 1000 マイクログラム。
			乳	食品 1 キログラムあたり 200 マイクログラム。
34.	サルファ薬	サルファ薬分類されるすべての物質の合計	すべての食用動物の筋肉、肝臓、および腎臓	食品 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
			乳	食品の 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
35.	テトラサイクリン	親薬物とその 4-エピマーの合計	すべての食用動物の筋肉	食品 1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
			すべての食用動物の肝臓	食品 1 キログラムあたり 300 マイクログラム。

			すべての食用動物の腎臓	食品1キログラムあたり 600 マイクログラム。
			乳	食品1キログラムあたり 100 マイクログラム。
36.	チアムリン	8- α -ヒドロキシムチリンに加水分解されるすべての代謝生成物の合計	豚および家禽の筋肉	食品1キログラムあたり 100 マイクログラム。
			豚の肝臓	食品1 キログラムあたり 500 マイクログラム。
			家禽の肝臓	食品1 キログラムあたり 1000 マイクログラム。
37.	トリメトプリム		牛、豚及び家禽の筋肉、肝臓、及び腎臓	食品1 キログラムあたり 50 マイクログラム。
			乳	食品1 キログラムあたり 50 マイクログラム。
38.	タイロシン		牛、豚及び家禽の筋肉、肝臓、及び腎臓	食品1キログラムあたり 200 マイクログラム。
			乳	食品1 キログラムあたり 50 マイクログラム。
39.	バージニアマイシン		豚の筋肉	食品1 キログラムあたり 100 マイクログラム。
			豚の肝臓	食品1 キログラムあたり 300 マイクログラム。
			豚の腎臓	食品1 キログラムあたり 400 マイクログラム。 2001)

(表1は2001年第148号法律広告の定めるところによる)

表	2	使用禁止物質	2012年 E. R. 2号	2012年8月2日
---	---	--------	----------------	-----------

[第3A条]

1. ジエネストロール((E, E)-4, 4'-(ジエチリデンエチレン)ジフェノール)の塩及びエステルを含む。
2. ジエチルスチルベストロール((E)- $\alpha\beta$ -ジエチルスチルベン-4, 4'-ジオール)の塩及びエステルを含む。
3. ヘキソエストロール(メソ-4, 4'-(1, 2-ジエチルエチレン)ジフェノール)の塩及びエステルを含む。
4. アボパルシン。(2001年第148号)

5. クレンブテロール. (2001 年第 148 号)
6. クロラムフェニコール. (2001 年第 148 号)
7. サルブタモール I. (2001 年第 148 号)

(1986 年第 173 号法律公告)